

「確認の特例」に係る確認申請書の設計図書について

1 「確認の特例（建築基準法第6条の4）」とは

昭和58年の法改正により、一部の確認申請手続きについて簡略化が行われ、下記建築物については、関係法令の一部が審査の対象から除外（建築基準法施行令第10条参照）されています。

- ①認定型式に適合する建築材料を用いる建築物
- ②認定型式に適合する建築物の部分を有する建築物
- ③いわゆる四号建築物（一般木造住宅等）で建築士の設計に係るもの

2 「確認の特例」に係る設計図書

「確認の特例」が適用される確認申請については、審査対象となる法令が限定されることから、確認申請書に添付する設計図書の一部が省略されます。

例えば、一般的な木造住宅の確認申請では、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び軸組計算表等の設計図書の添付は必要ありません。

3 「確認の特例」の適用を受けた建築物の中間検査

確認時に「確認の特例」の適用を受けた建築物の中間検査申請にあたっては、工事監理の状況を確認するため、構造規定に関する監理用の図書（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び軸組計算表等）の添付をお願いします。

（以上）